

## 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会 企画委員会規程

第1条 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会委員会規程に基づく企画委員会(以下、「本委員会」という。)は、本規程の定めるところによる。

第2条 本委員会は、本学会における大会の企画並びに研修会の企画及び運営を行う。

第3条 本委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、正会員の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、原則として1期3年とし、再任を妨げない。

4 委員長は、原則として理事の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

5 委員長の任期は、理事の在任期間とする。

6 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐する。

7 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

第4条 大会の開催にあたっては、以下の事項について、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。なお、①及び②については、大会実行委員会の意見を踏まえるものとする。

①日程及びタイムテーブル

②開催形態

③メインテーマ

④基調講演および大会シンポジウム等の企画

⑤非会員への公開範囲と方法

⑥キャンセルポリシー

第5条 大会の実行にあたっては、以下の事項を企画委員会が行う。

①基調講演者および大会企画シンポジウムのシンポジスト等への登壇および執筆等依頼

②研究報告及びラウンドテーブルの審査およびタイムテーブル決定

③研究報告等の司会者等の決定および依頼

④大会プログラムの作成

第6条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

1 この規程は、2022年12月1日から施行する。2023年5月29日改正(第4条から謝金の金額を削除)。2023年12月6日改正(第4条及び第5条の事務の一部を学会事務局事務に移行)。